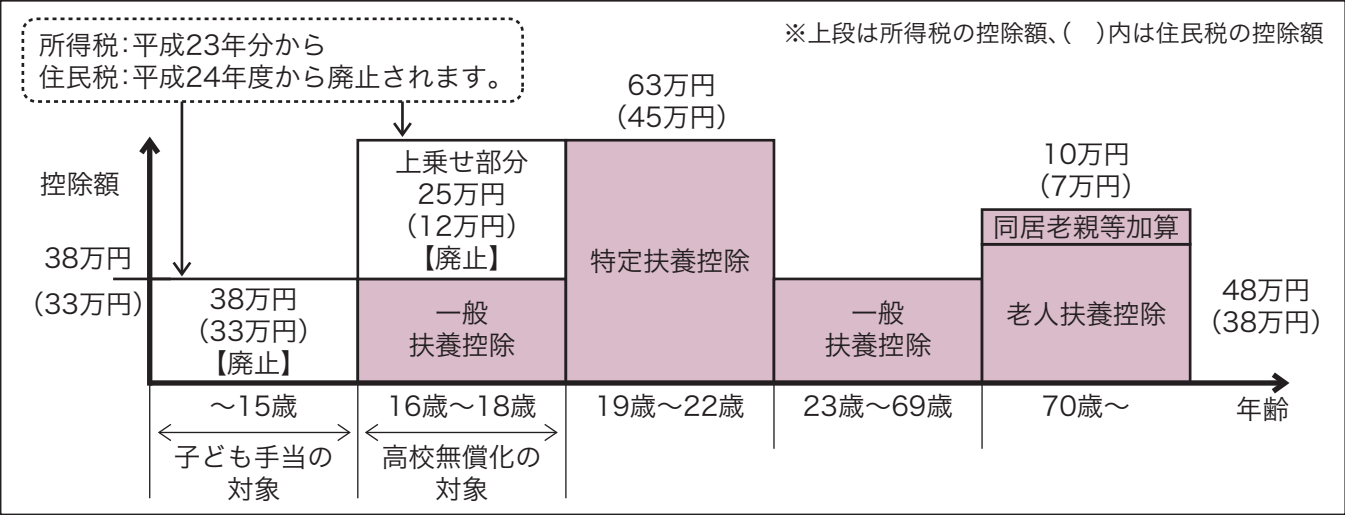


住民税・所得税 – 扶養控除の見直しが行われました –

問合先 税務課 ☎35-3136

税制改正により、住民税(市・県民税)は平成24年度から、所得税は平成23年分から次のとおり見直しが行われました。

- 年齢16歳未満の扶養親族(平成8年1月2日以降に生まれた方)に対する扶養控除が廃止されました。
- 年齢16歳以上19歳未満の方(平成5年1月2日～平成8年1月1日に生まれた方)の扶養控除の上乗せ部分が廃止され、これらの方に対する扶養控除の額は所得税38万円、住民税33万円となりました。
- 障害者控除については、16歳未満の方についても今までと同額で控除できます。



改正に伴い、扶養控除等申告書の記載方法が次のとおり変更になりました。なお、16歳未満の扶養親族は控除の対象にはなりませんが、住民税(市・県民税)の非課税判定や福祉関係制度に影響してきますので、必ず記入をお願いします。

給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

扶

所轄税務署長等	給与支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名	配偶者 の有無	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出
税務署長	給与の支払者 の所在地(住所)	生年月日 あなたの住所 又は居所	あなたの続柄	有	
市区町村長				無	

区 分 等	氏 名	あなたの 続 柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	平成 年中の 所得の見積額	異動年月日及び事由
主たる給与から 控除を受ける A 控除対象 配偶者	1							
	B 控除対象 扶養親族 (16歳以上)	2	A	16歳以上の控除の要件に 該当する扶養親族を記載し てください。				
		3						
		4						
		5						
C 障害者、寡婦、寡 夫又は勤労学生	1 障害者	区分	該当者	本人	控除対象 配偶者	扶養親族	2 寡 婦	異動年月日及び事由
	一般の障害者					3 特別の寡婦		
	特別障害者					4 寡 夫		
	同居特別障害者							
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたの 続 柄	他の方が控除の申告をする 扶養親族を記載してくだ さい。					
○住民税に関する事項								
住民税に 関する事項	氏 名	あなたの 続 柄	16歳未満の扶養親族を記 載してください。 ※ 控除は受けられませ んが、非課税判定、福祉関係 制度に影響してきますので 必ず記入ください。					
16歳未満の 扶 養 親 族	1	C						
	2							
	3							
			平成 年中の 所得の見積額	異動年月日及び事由				